

大阪 大 谷 大 学  
令和 2 年度 入学試験問題（一般前期）

日 本 史

注意事項

1. 問題冊子は、全部で 6 ページです。解答用紙は 1 枚です。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名を記入してください。
3. 解答はすべて解答用紙の所定欄に記入してください。
4. 問題冊子は持ち帰ってください。

【1】次の史料A・Bを読み、設問に答えよ。

A

a かぐやまは うねびををしと みなしど あひあらそひき かみより かくにあるらし  
高山波 雲根火雄男志等 耳梨与 相諍競伎 神代從 如此余有良之  
いにしへも しかにあれこそ うつせみも つまを あらそふらしき  
古昔母 然余有許曾 空蟬毛 嫣乎 相格良思吉 天智天皇

b にきたつに ふなのりせむと つきまでば  
熟田津余 船乗世武登 月待者  
しほもかなひぬ いまはこぎいでな  
潮毛可奈比沼 今者許芸乞菜 額田王

c ささなみの志賀の大曲淀むとも

昔の人に亦も逢はめやも 柿本人麻呂

d しるし 驚なき物を思はずは一坏の

濁れる酒を飲むべくあるらし

e やど むらたけ  
わが屋戸のいささ群竹吹く風の

音のかそけきこの夕かも

<設問>

(1) 史料Aのa～eは、ある歌集からの抜粋である。その歌集の名を記せ。

(2) aの歌の中に詠まれた三つの山の名を、歌の中から抜き出して、ひらがなで記せ。

(3) aの歌を詠んだ天智天皇は、日本で最初の戸籍を作った人物として知られる。その戸籍を何と呼ぶか。

(4) bの歌を詠んだ「額田王」の読み方をひらがなで記せ。

(5) cは、荒廃したかつての都のありさまを歌っている。天智天皇が即位したその宮は何と呼ばれるか。

(6) d の歌を詠んだ人物は e の歌を詠んだ人物の父にあたる。また e の歌を詠んだ人物は、この歌集の編纂者とも推定されている。d・e の歌の作者は誰か。

B

上天の眷命せる①大蒙古国皇帝、書を日本国王に奉る。朕惟ふに、古より小国の君は境土相接すれば、尚ほ講信修睦に務む、況んや我が祖宗、天の明命を受け、区夏を奄有す。遐方異域の威を畏れ徳に懷く者、悉く數うべからず。……〔 f 〕は朕の東藩なり。日本は〔 f 〕に密邇し、開国以来、亦時として中国に通ぜり。朕が躬に至りては、②一乗の使も以て和好を通ずること無し。尚ほ王の國これを知ること未だ審ならざるを恐る。故に特に使を遣はし、書を持して朕が志を布告せしむ。冀わくば今より以往、問を通じ好を結び、以て相に親睦せん。且つ聖人は四海を以て家と為す。相に通好せざるは、豈に一家の理ならんや。③兵を用ふるに至りては、夫れ孰か好む所ならん。王其れこれを図れ。不宣。

至元三年八月 日

<設問>

(7) 史料Bの下線部①「大蒙古国皇帝」とは誰を指しているか。

(8) 空欄〔 f 〕に当てはまる当時の朝鮮半島の王朝名を記せ。

(9) 下線部②の内容を簡潔に説明せよ。

(10) 下線部③の内容を簡潔に説明せよ。

【2】次の文章Aおよび史料B・Cを読み、設問に答えよ。

A

豊臣秀吉が全国的に実施した土地調査を〔 a 〕という。史料Bは、それを命じた文書である。この調査に伴い、土地の面積表示について基準を定めるとともに、それまで大きさがまちまちであった米の容量をはかる道具を〔 b 〕に統一した。また、村ごとに田畠・屋敷地の面積・等級を調査して、生産量となる〔 c 〕を定めた。その結果として作成された〔 d 〕では、一つ一つの耕地につき、耕作者一人を定めて、その名前を登録した。これを〔 e 〕という。秀吉は、以上のような土地調査の台帳とは別に、全国の大名に〔 f 〕の提出も命じた。

B

一 仰せ出され候趣、国人并百姓共ニ合点行候様ニ、能々申し聞すべく候。自然、相届かざる覺悟の輩之在るに於ては、城主にて候ハヽ、其もの城へ追入れ、各相談じ、一人も残し置かず、なでぎりニ申し付くべく候。百姓以下ニ至るまで、相届かざるニ付てハ、一郷も二郷も悉く〔 g 〕仕るべく候。①六十余州堅く仰せ付けられ、〔 h 〕・奥州迄そさうニハせらる間敷候。たとへ亡所ニ成候ても苦しからず候間、其意を得べく候。山のおく、海ハろかいのつゝき候迄、念を入れるべき事専一に候。自然、各退屈するに於ては、関白殿御自身御座成され候ても、仰せ付けらるべく候。急与此返事然るべく候也。

C

一 諸国百姓、刀、脇指、弓、やり、②てつはう、其外武具のたぐひ所持候事、堅く御停止候。其子細は、入らざる道具をあひたくはへ、年貢・所当を難渋せしめ、自然、〔 i 〕を企て、給人にたいし非儀の動をなすやから、勿論御成敗有るべし。然れば、其所の田畠不作せしめ、知行ついえになり候の間、其國主、給人、代官として、右武具悉く取りあつめ、進上致すべき事。

一 右取をかるべき刀、脇指、ついえにさせらるべき儀にあらず候の間、  
今度③大仏御建立の釘、かすかひに仰せ付けらるべし。然れば、今生の儀  
は申すに及ばず、来世までも百姓たすかる儀に候事。

<設問>

- (1) 文章Aの空欄 [ a ] ~ [ f ] に適當な語句を記せ。
- (2) 史料Bの空欄 [ g ] に入る語句を史料Bの文中から抜き出して記せ。
- (3) 空欄 [ h ] には、下線部①のうち、本州最北部に位置し、現在の秋田県・山形県にまたがる地域の名称が入る。その名称を記せ。
- (4) 史料Cは、史料Bと同時期に出された法令である。その名称を記せ。
- (5) 空欄 [ i ] には、この法令によって防止したいことが入る。それは何か。
- (6) 下線部②を当時の日本にもたらしたのはどこの国の人物か。その国名と、その人物が漂着した九州南方の島の名とを記せ。
- (7) 下線部③が安置された寺院の鐘銘がきっかけとなって、ある戦争が起った。その寺院の名称と、戦争の名称とを記せ。

【3】次の史料A・Bを読み、設間に答えよ。

A

第一 ①某等が②政府に要むべき者は、租税徵収を輕減するに在るなり。……  
第二 某等が政府に要むべき者は、言論集会を自由にするに在るなり。……  
第三 某等が政府に要むべき者は、③外交失策を挽回するに在るなり。……抑も  
条約改正を為すは〔 a 〕を破り、海關稅權を收めんが為めなり。既に然せん  
と欲せば、〔 b 〕を許さざるを得ず。而して其利害相償はざる而已ならず、  
単に害ありて利なきを見るなり。國家榮辱の繋る所は果して如何なるべき乎、或は  
外国裁判官の多数を以て成る。或は外国官吏にして檢事の職務を行ひ、或は外国裁  
判官にして刑事の予審は一人之を行ひ、或は英語其他の外国語を以て公文となすの  
裁判所にして、其實之を日本の裁判所なりと謂ふを得べき耶。夫れ裁判権は國家三  
大権の一なり。④今此権を以て之を外人に任じ、官に立て之を行はしむ。是れ国民  
の特権を挙て外人に委するなり。

<設問>

(1) 史料Aは、民権運動家が政府に提出した文書からの抜粋である。その文書は何  
と呼ばれるか。

(2) 史料Aの空欄〔 a 〕〔 b 〕に適當な語句を記せ。

(3) 下線部①「某等」とは、片岡健吉らを指す。片岡健吉はどこの出身であったか。  
その県名を記せ。

(4) 下線部②「政府」の首相は誰か。姓名を記せ。

(5) 下線部③「外交失策」が批判された、当時の外務大臣は誰か。姓名を記せ。

(6) 下線部④の内容を具体的に説明せよ。

B

第三条 両締盟国ノ間ニハ相互ニ通商及航海ノ自由アルヘシ。……但シ内国臣民ト  
同様其ノ国ノ法律、警察規則及税關規則ヲ遵守スルヲ要ス。……

第二十条 本條約ハ其ノ実施ノ日ヨリ両締盟国間ニ現存スル嘉永七年八月二十三日  
……締結ノ約定、慶応二年五月十三日……締結ノ改税約定、安政五年七月十八  
日……締結ノ修好通商条約及之ニ付属スル一切ノ諸約定ニ代ハルヘキモノトス。  
而シテ該条約及諸約定ハ右期日ヨリ總テ無効二期シ、隨テ大不列顛國カ日本帝  
國ニ於テ執行シタル裁判権及該権ニ属シ、又ハ其ノ一部トシテ大不列顛國臣民  
カ享有セシ所ノ特典、特權及免除ハ本條約実施ノ日ヨリ別ニ通知ヲナサス全然  
消滅ニ帰シタルモノトス。而シテ此等ノ裁判管轄権ハ本條約実施後ニ於テハ日  
本帝国裁判所ニ於テ之ヲ執行スヘシ。

<設問>

(7) 史料Bは、ある条約の条文の一部である。その条約は何と呼ばれるか。

(8) 史料Bの条約が調印されたときの外務大臣は誰か。姓名を記せ。

(9) 史料Bの条約では、関税自主権の回復は不完全だった。そこでさらに交  
渉が続けられ、1911年には日本の関税自主権が完全回復されることになる。その時の  
外務大臣は誰か。姓名を記せ。